

熊本県企業誘致連絡協議会会報誌「エポカル」 4 1 号作成業務委託仕様書

1 委託業務名

熊本県企業誘致連絡協議会会報誌「エポカル」 4 1 号作成業務委託

2 目的

熊本県企業誘致連絡協議会会報誌を作成し、会員にとって有益な情報を提供することにより、会員の業務推進及び企業誘致の促進を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

4 委託業務内容等

※記事の内容については、熊本県企業誘致連絡協議会事務局（熊本県庁企業立地課）と協議のうえ作成していただきます。その際、内容については、上記作成目的を満たす水準を求めますことを事前に御了承ください。

（1）業務内容：企画、取材、記事作成、編集及び印刷等、会報誌作成一式

（2）成果品の規格・納品方法：A4版、24ページ（表紙・裏表紙を含む）、

- ・紙媒体（会報誌）オールカラー、マットコート紙、1,500部
- ・電子データ

※ ホームページ掲載用データ及び画像データ（CD等へ記録）も納品していただきます（ホームページ掲載データはPDFデータで、トンボマークなし。ページ割、縦横配置を最適化したもの）。

※ 画像データについては、PDFデータと併せて、AIデータ形式でも、提出してください。

（3）誌面構成：

①表紙（1P）

＜内容＞企画、誌面作成一式

- ・特集「試練を力に。進化する熊本！（仮）」のイメージに沿った見出し、デザイン（イラスト、写真）

※ 展示会等で来場者の目に留まるような印象的なデザイン（形等も含め）を広くご提案ください。

②目次（１Ｐ）

＜内容＞レイアウト企画等、誌面作成一式

③特集（１１Ｐ）

「試練を力に。進化する熊本！（仮）」

度重なる大規模自然災害を経験してきた被災企業が、どのような取組により早期の事業再開・復旧を実現したのかを紹介するとともに、過去の災害経験を踏まえて強化されたBCP（事業継続計画）の内容や発災時の初動対応事例などを掲載する。

また、災害対応を通じて培われた熊本のレジリエンス（復元力・対応力）や、企業活動を支える産業・社会インフラの強靱化の状況を発信することで、会員企業にとって有益な情報を提供するとともに、企業誘致活動において熊本の魅力や立地優位性を広くPRする媒体とする。

＜内容＞企画、取材、写真撮影、記事作成等、誌面作成

（例）・高速道路・鉄道等の交通インフラの復旧状況

・八代港の復旧状況とPR

・企業の復興状況（被災状況や復旧までのプロセス等の紹介）

※３社程度を想定

・BCP策定のポイント、好事例紹介

④今後のインフラ整備計画、くまもとサイエンスパーク整備の進捗状況（２Ｐ）

＜内容＞企画、取材、写真撮影、記事作成等、誌面作成一式

・イノベーション創発エリアや周辺インフラの整備状況等の紹介

⑤熊本県の立地環境、支援施策等の案内（４Ｐ）

＜内容＞企画、取材、写真撮影、記事作成等、誌面作成一式

・補助金・県税優遇制度等の紹介

（従前に掲載したことがある内容については、ベース原稿有）

・人材育成・確保事業の紹介

⑥NEW FACE紹介（２Ｐ）

＜内容＞レイアウト企画、記事作成、誌面作成一式

・新会員（６社分掲載予定）について、企業からの原稿及び資料提供に基づき、事業内容やアピールしたいことを紹介する記事を作成

⑦令和８年度（２０２６年度）事業報告（２Ｐ）

＜内容＞レイアウト企画、誌面作成等一式

・熊本県企業誘致連絡協議会事業の報告記事を掲載。

・ベース原稿及び写真を基に誌面作成。

⑧裏表紙（１Ｐ）

- ＜内容＞レイアウト・デザイン作成等、誌面作成一式
・熊本県内の工業団地整備状況（本県事業のＰＲ）等

（４）業務完了報告書の提出

（１）～（３）の業務が全て完了した際は、委託者に対し、令和９年（２０２７年）３月３１日（水）までに業務完了報告書を提出すること。受託者は、業務完了報告書を提出し、委託者の検査に合格したときは、支払い請求書を委託者に提出すること。

５ 著作権に係る留意事項

- （１） 作成に当たり、第三者（熊本県企業誘致連絡協議会及び受注業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- （２） 本業務により作成した成果品及び業務実施に当たり新たに作成、撮影した物等に関する全ての著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、熊本県企業誘致連絡協議会に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

６ 守秘義務

受注業者は、熊本県企業誘致連絡協議会が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

７ その他

- （１） 専任の担当者を配置し、熊本県企業誘致連絡協議会事務局との打ち合わせに出席し、また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとること。
- （２） 業務の履行に際しては、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて熊本県企業誘致連絡協議会事務局と協議し実施するものとする。